

随意契約理由書

案件名 : 一級河川 寝屋川 三ツ島調節池電気設備更新工事 (その2)

本案件は、三ツ島調節池において、老朽化した電気設備の更新工事を行うものです。

本案件は、「一級河川 寝屋川 三ツ島調節池電気設備更新工事」の案件名で令和 4 年 9 月 16 日に公告、10 月 25 日に開札を実施しましたが、予定価格の範囲内の入札がなく、再度の入札 (10 月 28 日開札) においても予定価格の範囲内の入札がなかったため、入札が取り止めとなったものです。

本案件は、「国土交通省土木工事標準積算書」に基づき積算しており、これ以上設計積算の見直しの余地がなく、入札参加要件は工事を実施するために必要な施工実績を求めているのみで、府内外を問わず地域要件を設定しておらず、これ以上資格要件の緩和の余地がありません。

また、再度公告入札に付しては工程上、出水期をはさむことから完成が大幅に遅れ、老朽化した電気設備が故障する可能性があるため、早期に更新する必要があります。

以上より、「これ以上競争入札を継続しても入札が成立することが期待できない」ことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により、前回の入札参加者に対し見積りを徴取し、最も安価な価格を提示したものと随意契約を締結するものです。